

四日市市上下水道局告示第11号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、縮小した公印の印影を印刷して使用する、または電子計算機に記録した公印の印影を使用するので、次のとおり告示する。

令和5年3月8日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

- 1 名称 四日市市上下水道事業管理者印
- 2 寸法 方10ミリメートル 方12ミリメートル 方20ミリメートル
- 3 印影



4 使用区分

令和5年度に交付する以下の証明書・通知書

(1) 電子計算機に記録した公印の印影を使用するもの

方20ミリメートル

水道使用証明書

水道料金・下水道使用料納付証明書

水道料金・下水道使用料変更通知書

水道料金等過誤納金充当のお知らせ

水道料金等還付のお知らせ

(上下水道局管理部お客様センター)